

日本小型船舶検査機構船舶番号用県名ステッカー提供事務規程

平成 14 年 5 月 30 日

機構規程第 22 号

改正 平成 24 年 2 月 24 日 機構規程第 2 号

目次

- 第1章 総則
- 第2章 船舶番号用県名ステッカー提供事務を行う事務所等
- 第3章 船舶番号用県名ステッカーの提供
- 第4章 手数料等
- 第5章 雑則
- 附則

第1章 総則

1 - 1 趣旨

1 - 1 - 1 この規程は、船舶安全法(昭和 8 年法律第 11 号。以下「法」という。)第 25 条の 2 第 2 項の目的を達成するため行う同法第 25 条の 27 第 3 項に掲げる業務のうち、小型船舶の登録等に関する法律(平成 13 年法律第 102 号。以下「登録法」という。)第 8 条(同法第 11 条第 2 項において準用する場合を含む。)の船舶番号の表示義務の遵守を促進するため、船舶所有者等に小型船舶登録規則(平成 14 年国土交通省令第 4 号。以下「登録規則」という。)第 24 条第 1 号前段に定める船籍港の所在する都道府県の名称を表示する文字を標示したステッカー(以下「船舶番号用県名ステッカー」という。)を提供する事務(以下「船舶番号用県名ステッカー提供事務」という。)に関し定めるものとする。

1 - 2 船舶番号用県名ステッカー提供事務運営の基本方針

1 - 2 - 1 船舶番号用県名ステッカー提供事務は、この規程の趣旨に則り、この規程に定める手続き等に従い、適正、確実かつ公正に実施するものとする。

1 - 3 用語

1 - 3 - 1 この規程において使用する用語は、別に定めるもののほか、法、船舶安全法施行規則(昭和 38 年運輸省令第 41 号)、登録法、小型船舶登録令(平成 13 年政令第 380 号)及び登録規則に定めるところによる。

第2章 船舶番号用県名ステッカー提供事務を行う事務所等

2 - 1 船舶番号用県名ステッカー提供事務を行う事務所

2 - 1 - 1 船舶番号用県名ステッカー提供事務を行う事務所は、日本小型船舶検査機構業務方法書(昭和 49 年機構規程第 20 号)に規定する機構の支部とする。

第3章 船舶番号用県名ステッカーの提供

3 - 1 一般

3 - 1 - 1 機構は、提供を希望する船舶所有者等からの申出により、様式第 1 号に定める船舶番号用県名ステッカーの提供を行う。

第4章 手数料等

4 - 1 手数料

4 - 1 - 1 3 - 1 - 1の提供を受けようとする者には、1組(2枚)につき200円の手数料を求めるものとする。この場合において、機構は、手数料収納機関を指定することができるものとする。

4 - 1 - 2 手数料の取扱いについては、日本小型船舶検査機構船舶検査等手数料収入事務取扱細則(昭和49年機構達第6号)によるものとする。

第5章 雑則

5 - 1 広報

5 - 1 - 1 3 - 1 - 1の船舶番号用県名ステッカーの提供については、その内容をホームページその他適当な方法で利用者の利便のため広報するものとする。

5 - 2 細則への委任

5 - 2 - 1 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、細則で定めることができるものとする。

5 - 2 - 2 機構は、この規程に基づき細則を定め、又はこれを変更しようとするときは、予め国土交通省海事局長に届け出るものとする。

5 - 3 規程の変更

5 - 3 - 1 機構は、この規程を変更しようとするときは、国土交通省海事局長の承認を受けるものとする。

附則

第1条 この規程は、平成14年6月1日から施行する。

附則

第1条 この規程は、平成24年3月1日から施行する。

